

市民1人4000円の現金給付と水道料金の減免を実施

国の経済対策に基づき交付金を活用し、以下の市独自の支援策を実施します。詳細は以下の通り。

▶ 食料品などの物価高騰対策に係る給付金

- 市民1人**4000円**を支給
- 水道料金の福祉減免登録世帯に1世帯3000円を加算支給

▶ **水道基本料金**など計8カ月分(5月～8月・12月～来年3月検針分)の**減免**

【モデルケース1】

夫婦と子ども2人の4人世帯の場合
4000円×4人で
1万6000円の現金給付
約6000円の水道料金の減免



= 世帯全体で**約2万2000円**の負担軽減に

【モデルケース2】

夫婦2人世帯の場合
4000円×2人で
8000円の現金給付
約6000円の水道料金の減免



= 世帯全体で**約1万4000円**の負担軽減に

食料品などの物価高騰対策に係る給付金

(1)全世帯を対象に市民1人4000円の給付金を支給するとともに(2)水道料金の福祉減免登録世帯へは1世帯3000円の給付金を加算し支給します。対象となる世帯には4月24日から順次「支給通知書」または「支給要件確認書」の発送を予定しています。**支給要件確認書が届いた世帯は申請が必要**ですのでご注意ください。詳細は市ホームページ(右記コード)参照。



◆ 支給対象

- (1)基準日(令和8年2月1日)時点で、枚方市に住民登録がある人
- (2)基準日(令和8年2月1日)時点で、枚方市の水道料金の福祉減免登録世帯

◆ 支給額

- (1)市民1人4000円
- (2)水道料金の福祉減免登録世帯 1世帯3000円
※(1)(2)いずれも世帯単位で世帯主の口座に一括で支給します。

◆ 申請方法など

▶ 支給通知書が届いた世帯

原則、申請手続き不要

市が振込口座(マイナンバーカードの公金受取口座など)を把握できた世帯には、同通知書に記載の口座へ**5月26日に振り込みを予定**。原則、申請は不要。振込先口座の変更希望や同給付金の受給を辞退する場合は、5月11日までに同通知書に記載の2次元コードから電子申請または下記コールセンターにご連絡を。

▶ 支給要件確認書が届いた世帯

申請手続きが必要

市が振込口座を把握できていない世帯は右記のいずれかの方法で申請が必要です。窓口の混雑を避けるため郵送または電子申請にご協力を。市が申請内容の審査を完了した日から3～4週間後に指定口座に振り込みます。

郵送・窓口申請

同確認書に必要事項を記入し、世帯主の本人確認書類・振込口座が分かる書類の写しを添えて、同封の返信用封筒を使い、郵送で下記給付金窓口へ。申請期限は**8月31日当日消印有効(窓口申請は同日午後5時30分まで)**。

電子申請

同確認書に記載の2次元コードを読み取り、必須項目を入力し、世帯主の本人確認書類・振込口座が分かる画像を添付し、**8月31日午後11時59分までに申請完了を**。

※基準日時点で枚方市に住んでいるものの、DVなどによりやむを得ず住民登録をしていない人、対象と思われるのに通知が届いていない場合があれば下記コールセンターへお問い合わせを。

☎枚方市臨時給付金コールセンター ☎0120・637・009、☎841・2500(平日午前9時～午後5時30分)

☎枚方市臨時給付金窓口 枚方市岡東町12-1 ひらかたサンプラザ1号館6階602号室(平日午前9時～午後5時30分)

※5月2日(土)・3日(日)・9日(土)・10日(日)はコールセンター・窓口を臨時開設。

☎臨時給付金課 841・1221(代)、☎841・2500

水道料金(基本料金など)の8カ月分減免【申請手続き不要】

水道料金の基本料金と1カ月あたりの使用水量最大8m³までの従量料金を8カ月間減免します。令和8年5月～8月と12月～9年3月検針分が対象(※9月～11月検針分は減免対象外のためご注意ください)。申し込みなどの手続きは不要。下水道使用料は対象外です。すでに福祉減免を受けている人は適用されません。詳細は市ホームページ(右記コード)参照。



☎上下水道局お客さまセンター ☎848・5518、☎898・7760